

(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売重要事項説明書

1 事業所の概要

2023/6/23 現在

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ユーケアplus
法人名	株式会社ユナイテッドケア
所在地	東京都江戸川区篠崎町4-13-13-1F
電話番号	03-5664-6170
FAX番号	03-5664-6171
サービス提供地域	江戸川区、江東区、墨田区、葛飾区、浦安市
事業所番号 その他サービス	(介護予防)福祉用具貸与 (東京都1372305639号) (介護予防)特定福祉用具販売 (東京都1372305639号) 住宅改修工事

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	人数	業務内容	合計
管理者	専門相談員	常勤兼務	1名	事業所管理	1名
従事者	専門相談員	常勤兼務	1名	用具の選定援助	4名
	専門相談員	常勤	1名		
	専門相談員	非常勤	2名		
	初任者研修	非常勤	1名		

(3) サービスの提供時間帯

営業日	平日 (月～金) 9:00～18:00
休業日	土・日・祝日・夏季 (8/13～8/15)・年末年始 (12/29～1/3)

2 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

自立した生活へのサポート

身体的、精神的サポート

状態悪化の防止予防に役立つサービスの提供

利用者、家族の立場に立ったサービスの提供

守秘義務の厳守

(2) サービス利用のために

事項	備考
福祉用具の変更	変更を希望される方はご相談ください。
従業員への研修の実施	年3回実施
サービスマニュアル	サービスマニュアルに沿った適切なサービスを提供します。
その他	

3 介護保険対象福祉用具サービスの内容

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

- ・車いす※1
- ・車いす付属品 ※1
- ・特殊寝台※1
- ・特殊寝台付属品※1
- ・床ずれ防止用具※2
- ・体位変換器 ※1
- ・手すり
- ・スロープ
- ・歩行器
- ・歩行補助杖
- ・認知症老人徘徊感知機器 ※1
- ・移動用リフト ※1 (つり具の部分を除く)
- ・自動排泄処理装置 ※2

※1…要支援1～2および要介護1の方については、原則として給付が認められません。

※2…尿のみを吸引するタイプは要支援1から、尿と便の両方を吸引するタイプは要介護4以上が対象です。

*ただし、対象外の方でも一定の条件に当てはまれば、例外的に給付が認められる場合があります。

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目

- ・腰掛便座
- ・特殊尿器
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフト吊り具部分
- ・自動排泄処理装置の交換可能部分

4 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として料金から負担割合に応じた額となります。

但し、介護保険の給付限度額の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

利用料は1ヶ月単位で計算し、レンタル開始月及び終了月の利用料は下記の通りです。

レンタル開始日が15日以前の場合	:	月額料金全額
レンタル開始日が16日以降の場合	:	月額利用料の1/2
レンタル終了日(解約・入院・入所等)が15日以前の場合	:	月額利用料の1/2
レンタル終了日(解約・入院・入所等)が16日以降の場合	:	月額利用料全額
レンタル開始日と終了日が同月内の場合	:	月額利用料全額

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する旨、担当相談員に口頭またはお電話等でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、

サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

④ その他

ア、当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当社が破産した場合お客様は文章で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

イ、お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者

電話 03-5664-6170 FAX 03-5664-6171

当事業所以外に、下記相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

東京都国民健康保険団体連合会 03-6238-0177
 江戸川区介護保険相談窓口 03-5662-0033

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

9.虐待対応

- ①利用者または家族、その他関係各所からの虐待及び虐待が疑われる事案に対しての受付責任者は事業所管理者とする。虐待又は疑われる事案が発生した場合、関係機関と連携し収拾に努める。
- ②毎年度研修計画を作成し、介護支援専門員に対して虐待防止の啓発・普及に資する内容の研修を年1回以上行う。

10.業務継続計画策定

指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画については次のとおりとする。

- ①感染症や災害にかかわる業務策定・災害が発生した場合の役割分担や研修、訓練等を定期的に行う。

11.感染症予防及びまん延防止

事業所における感染症予防及びまん延防止については、対策する委員会を内部に設置するとともに指針の策定や定期的な研修、訓練の実施を開催する

福祉用具の貸与にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所	所在地	東京都江戸川区篠崎町4-13-13-1F
	名称	株式会社ユナイテッドケア
説明者	所属	ユーケアplus
	氏名	Ⓜ

私は、本書面により、事業者から福祉用具貸与についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名